

令和4年9月

伊那市議会定例会議案書

令和4年8月26日

令和4年9月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	公平委員会委員の選任について……………	3
議案第2号	請負契約の締結について……………	5
議案第3号	市道路線の変更について……………	6
議案第4号	伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案第5号	令和3年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について……………	11
議案第6号	令和3年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について…	12
議案第7号	令和3年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について……………	13
議案第8号	令和3年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	14
議案第9号	令和3年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	15
議案第10号	令和3年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について…	16
議案第11号	令和3年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	17
議案第12号	令和3年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	18
議案第13号	令和3年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	19
議案第14号	令和3年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	20
議案第15号	令和3年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について……………	21
議案第16号	令和3年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について……………	22
議案第17号	令和3年度伊那市自動車運送事業会計未処理欠損金の処分及び決算認定について……………	23
議案第18号	令和4年度伊那市一般会計第2回補正予算について……………	24
議案第19号	令和4年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について……………	25
議案第20号	令和4年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について……………	26
議案第21号	令和4年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について……………	27
議案第22号	令和4年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	28
議案第23号	令和4年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について……………	29

公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
廣 瀬 源 司	昭和 25 年 1 2 月 2 1 日	長野県伊那市高遠町西高遠 9 4 9 番地	新任

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊藤俊規委員が令和 4 年 7 月 1 9 日付けで辞職したことに伴い、上記の者を公平委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は前任者の残任期間、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

ひろ せ げん じ
廣 瀬 源 司

昭和25年12月21日生（満71歳）

本 籍 長野県伊那市高遠町西高遠949番地

住 所 長野県伊那市高遠町西高遠949番地

政 党 無所属

最 終 学 歴

昭和44年 3月 長野県高遠高等学校卒業

職 歴

自	昭和44年	4月	利見商事株式会社
至	昭和47年	12月	
自	昭和48年	4月	高遠町職員
至	平成18年	3月	
自	平成18年	3月	伊那市高遠町総合支所保健福祉課長
至	平成18年	5月	
自	平成18年	5月	伊那市保健福祉部高齢者福祉課長
至	平成23年	3月	
自	平成23年	4月	社会福祉法人高遠さくら福社会常務理事
至	平成24年	3月	
自	平成24年	4月	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会 デイサービスセンターみその園所長
至	平成25年	3月	
自	平成26年	5月	高遠町地域自治区長
至	平成28年	3月	

公 職 歴

自	令和 2年	4月	高遠北区長
至	令和 3年	3月	

請負契約の締結について

市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 566,500,000円
(内消費税 51,500,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市山寺254番地4
西武・清野特定建設工事共同企業体
代表構成員 春日 貞秋 |

令和 4 年 8 月 26 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

市営住宅若宮団地若者・子育て向け住宅建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-4161	美篤団地2号線	前	美原 7448番100先	美原 7448番212先		メートル 649.8	メートル 3.0～5.1
		後	美原 7448番100先	美原 7446番41先		410.0	3.5～5.1

令和4年8月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、伊那中央清掃センター跡地の整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成18年伊那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イ中「第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。））（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）」を「次のいずれかに該当する非常勤職員」に改め、同号イの次に次のように加える。

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の

期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあつては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法定育児休業をする場合にあつては、当該法定育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年8月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

職員の育児休業等の運用について、所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和 3 年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和3年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和3年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和3年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金310,357,557円のうち109,476,711円を自己資本金に組み入れ、200,880,846円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度伊那市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金 345,760,653 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市自動車運送事業会計未処理欠損金の処分及び決算認定
について

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 206 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、令和 3 年度伊那市自動車運送事業会計未処理欠損金 23,320,874 円に、建設改良積立金を充てることについて、議会の議決を求めるとともに、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝